労働者派遣法
問題の一例

労働問題マンガ教材

労働問題ケーススタディ
紙芝居

A君

プログラマー志望

こちらは、A君です。
A君は、もともと、システム開発の勉強をしていたことから、システム開発会社で、プログラマーとして働きたいと思っていました。

『やったー、派遣会社に登録してみたら、ちょうどタイミングよく、システム開発会社で、派遣社員として働けることになったぞ。よし、仕事をがんばって、そして、スキルアップするぞ』

平成27年
10月1日

A君は、平成２７年１０月１日、会社の唯一の派遣社員として、働き始めました。

２年
６か月後

それから、２年６か月後のことです。

平成30年
４月

ときは、平成３０年４月のことです。

こちらは、Ｂ部長です。
Ｂ部長は、人事部長に昇進しました。
Ｂ部長は、もともと、営業部出身で、一生懸命仕事に取り組み、社内で一番の営業成績をあげていました。Ｂ部長は、その頑張りが評価された結果、Ｂ部長にとってはじめての部長職として、人事部長に就任しました。

『やったー、やっと、私も、部長になれたぞ。がんばった甲斐があったなぁ。
さてさて、部長になれたものの、人事部の仕事なんてまったくわからないから、急いで、部下にも教えてもらいながら、人事の勉強をしなきゃだな。よし、がんばるぞ』

『そういえば、最近、なんか、労働者派遣法が改正されたって聞いたなぁ。
　まあでも、まだ、人事のこと、全然わからないし、これから勉強するところだから、労働者派遣法の勉強はとりあえず後回しだな』

対策せず

　このように、Ｂ部長は、労働者派遣法が改正されたことは知りつつも、特に、なにも対策をしませんでした。

更新・４年目

　その後、Ａ君の派遣契約が更新されました。その結果、Ａ君は、入社して４年目になりました。

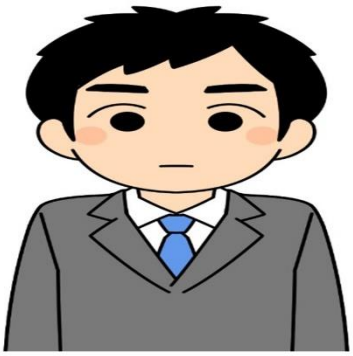

『Ｂ部長、今、お話させていただけますでしょうか？』

『おー、A君、どうしたの？いつもがんばってくれているねぇ。ありがとね』

労働契約の申し込みの承諾

『ありがとうございます。B部長、今日は、大事なお話がありまして。私、会社に対して、労働契約の申込みの承諾をします』

『え、なんだって？労働契約の申込みの承諾と言ったって、君は、派遣社員として、派遣会社とのあいだで労働契約を締結して、もうすでにわが社で派遣社員として、働いているじゃないか？』

個人単位期間制限

『ですから、今日、会社に対して、労働契約の申込みの承諾をします。

部長、労働者派遣法が改正されたの、ご存じないようですね。

労働者派遣法が改正されまして、個人単位の期間制限と言いまして』

３年

『派遣労働者を、３年を超えて同一の「課」などに受け入れてはいけないんです。別の「課」に代えるなどの対応をしなければいけないということになったのです』

労働契約の申込をしたものとみなされる

『これに違反した場合、会社は、その派遣労働者に対して、労働契約の申込みをしたとみなされるのです』

直接，労働契約が成立

『そこで、私は、その申込に対して、承諾します。つまり、たった今から、会社と私との間で、従前と同一の労働条件で、労働契約成立したことになるのです』

『え、ええー！そ、そ、そんなー！！』

A君は，直接，会社に雇われる

こうして、A君は、派遣会社ではなく、直接、この勤務先の会社に雇われることになりました。

１年後

それから、また、１年後のことです。

『いやー、昨年のA君のことは本当に驚いたな。あんな法律があるなんて、びっくりだよ。ほんと気を付けなきゃいけないな。人事の法律って、難しいよなぁ』

C君

『そういえば、今月からまた、わが社で２人目の派遣社員のＣ君を受け入れるんだったな。次は絶対、３年の間に、ちゃんと所属する「課」を変更しなければいけないな』

３年後

そして、それから、３年後のことです。

別の課

Ｂ部長は、Ｃ君の更新時期に合わせて、Ｃ君を別の「課」で働かせました

『ふー、今回はちゃんと、派遣社員のＣ君を、別の「課」に変更したぞ、忘れないで、よかったよかった。これで安心だ』

その後

その後のことです。

『Ｂ部長、今、お話させていただけますでしょうか？』

『えっ！Ｃ君、どうかしたの？なんだかこわいなぁ。どうしたの？』

労働契約の申し込みの承諾

『Ｂ部長、今日は、大事なお話がありまして。私、会社に対して、労働契約の申込みの承諾をします』

『え、ええー！なんだって！？労働契約の申込みの承諾と言ったって、私はちゃんと、君の「所属部署」の「課」を変えたじゃないか？』

事業所単位期間制限

『Ｂ部長、労働者派遣法が改正されたの、ご存じないようですね。
　労働者派遣法が改正されまして、事業所単位の期間制限というルールができたんです』

意見聴取
手続

『これは、派遣労働者を、３年を超えて受け入れる場合、その事業所の過半数代表者または過半数労働組合の「意見聴取手続」というものをしなければならないのです』

労働契約の
申込をしたもの
とみなされる

『これに違反した場合、会社は、その派遣労働者に対して、労働契約の申込みをしたとみなされるのです』

『そこで、私は、その申込に対して、承諾します。つまり、たった今から、会社と私との間で、従前と同一の労働条件で、労働契約成立したことになるのです』

『え、ええー！そ、そんなー！！』

＜参考＞

改正された労働者派遣法を題材に、トラブル事例の物語を創作しました。

近年の法改正の中には、難解なものがあり、適宜、改正に追い付いておく必要があります（この物語は制作時点の情報に基づくものであり、法令改正・判例変更等の可能性がありますので最新情報をご確認ください）。